相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市北区曾根崎新地一丁目一二番地、最後の住所兵庫県芦屋市海洋町三番九号　被相続人　亡　砂村　勝彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十七日

兵庫県尼崎市昭和南通三丁目一番　第二松本ビル五階五〇一号　相続財産管理人　弁護士　古賀　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県松江市宍道町宍道一三四二番地、最後の住所島根県松江市宍道町宍道八六八番地　被相続人　亡　吉田　恒子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十七日

島根県松江市宍道町佐々布三二六八番地三　相続財産管理人　村松　眞

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県福山市北吉津町五丁目一四八番地、最後の住所広島県福山市北吉津町五丁目八番二八号　被相続人　亡　藤井　昭子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十七日

岡山県倉敷市平田一五五番地一八六　相続財産管理人　目﨑　克二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県北九州市若松区東畑町八番地三、最後の住所福岡県北九州市若松区東畑町五番三号　被相続人　亡　柴田　靜

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十七日

福岡県北九州市小倉北区田町一四番二八号　ロイヤービル六階ひびき法律事務所　相続財産管理人　弁護士　河原　一雅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県武雄市北方町大字大﨑一八〇三番地二一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　松尾　都子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十七日

佐賀県伊万里市二里町八谷搦一一九八番地二　相続財産管理人　冨永　雪春

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県諫早市森山町上井牟田二二六四番地第一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　板山フジエ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十七日

事務所長崎県諫早市東小路町一〇番二六号　相続財産管理人　髙山　和也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　渡邉　洋一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十七日

鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦二四七〇番地五一　相続財産管理人　長田　譲二

無縁墳墓等改葬公告

境内墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十四年四月十七日

一　墳墓等所在地　東京都府中市宮西町一丁目九番地一号

一　墳墓等の名称　称名寺墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　東京都国分寺市東恋ヶ窪六―一―二　大熊千代　墓石（大熊家墳墓）

一　改葬を行おうとする者　東京都府中市宮西町一丁目九番地一号　称名寺　長島　明道

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　日総ブレイン株式会社　日総ブレイン株式会社　神奈川県横浜市鶴見区豊岡町二八―二六日総第一ビル

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十四年四月十七日

神奈川県横浜市鶴見区豊岡町二八―二六日総第一ビル　日総ブレイン株式会社　代表取締役　清水智華子

第25期決算公告　平成24年3月27日

仙台市若林区卸町東二丁目5番3号

ハンナンフーズ東北株式会社

代表取締役　尾上　健

貸借対照表の要旨（平成23年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,401
	固定資産	123
	合計	1,524
負債及び純資産の部	流動負債	1,191
	固定負債	35
	株主資本	298
	資本金	30
	剰余金	268
	利益準備金	4
	その他利益剰余金	264
	（うち当期純利益）	(14)
	評価・換算差額等	△ 0
	合計	1,524

第31期決算公告　平成24年3月27日

札幌市北区新川三条十九丁目2番12号

ハンナンフーズ北海道株式会社

代表取締役　尾上　健

貸借対照表の要旨（平成23年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,436
	固定資産	277
	合計	1,713
負債及び純資産の部	流動負債	1,145
	固定負債	158
	株主資本	409
	資本金	30
	剰余金	379
	利益準備金	3
	その他利益剰余金	376
	（うち当期純利益）	(3)
	評価・換算差額等	1
	合計	1,713

第26期決算公告　平成24年3月23日

北海道中川郡池田町字西二条十一丁目1番地11

十勝池田食品株式会社

代表取締役　中山　晴雄

貸借対照表の要旨（平成23年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	143
	固定資産	129
	合計	273
負債及び純資産の部	流動負債	139
	固定負債	98
	株主資本	35
	資本金	20
	剰余金	15
	利益準備金	1
	その他利益剰余金	15
	（うち当期純利益）	(11)
	合計	273